

# 伊予市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

平成17年4月1日

告示第24号

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機等を購入する経費に対し、市が予算の範囲内で伊予市生ごみ処理機等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録され、又は外国人登録原票に登録されている者であって、現に居住しているものであること。
- (2) 生ごみ処理機等を本市の区域内に設置し、継続的に使用する者であること。
- (3) 生ごみ処理機等をその用法に従い使用し、かつ、適切な管理を行うことができる者であること。
- (4) 生ごみ処理機等による堆肥化物等を適正に処理することができる者であること。
- (5) 申請者が市税を完納していること。

2 補助の対象及び補助金の額は、次表に定めるとおりとする。

項 目	内 容	補助金の額
生ごみ処理機	電気式の処理機	購入価格の2分の1以内の額（3万円を超える場合は、3万円）を1世帯につき5年間で1基について交付する。
生ごみ処理容器	コンポスト容器	購入価格の2分の1以内の額（3千円を超える場合は、3千円）を1世帯につき3年間で

		2基について交付する。
--	--	-------------

3 前項の補助金の額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に購入した生ごみ処理機等の領収書を添付して、当該処理機等を購入した日から1年以内に市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、必要な条件を付して補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助金額を申請者に通知する。

(補助金の請求)

第5条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前項の請求を受けたときは、その日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 不正な手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を、この要綱の目的以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の家庭用電気式生ごみ処理機購入費補助金交付要綱（平成15年伊予市要綱第10号）、家庭用生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱（平成15年伊予市要綱第15号）、中山町生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱（平成12年中山町告示第44号）、ごみ減量化推進事業補助金交付要綱（平成12年双海町）、及び双海町ごみ処理容器設置事業補助金交付要綱（平成14年双海町）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に伊予市生ごみ処理機等購入費補助金の交付決定を受けている者に係る当該補助金の額については、なお従前の例による。